

平成30年大阪府北部を震源とする地震並びに台風7号及び前線等に 伴う大雨による被災者に係る一部負担金等の免除期間の延長について

標記災害において被災された被保険者及びご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等の免除について、平成30年10月末までとしていた期間を平成31年2月末まで延長することとしました。ただし、一部負担金等の免除につきましては、被保険者様からの申請が必要になります。

つきましては、申請方法等について下記のとおりお知らせします。

記

1 対象者

災害救助法の適用市町村※に住所を有する被保険者及び被扶養者で次のいずれかに該当する場合。

- (1) 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方

※ 災害救助法適用市町村については、別添のとおり。

2 一部負担金等の免除申請について

当健康保険組合へ別紙1「平成30年災害時における健康保険一部負担金等免除申請書」（以下「免除申請書」という。）に罹災証明書等の写し等の資料を添付のうえ、申請してください。申請後当健康保険組合において確認し「健康保険一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」という。）を送付します。

添付いただく資料については、免除申請書の裏面をご覧ください。

なお、資料の添付が困難な場合は、被保険者様の申し立てを事業主様等が証明いただくことにより資料の添付に代えることができます。

3 免除期間

災害救助法適用年月日から平成31年2月末まで。

4 一部負担金等の取扱い及び範囲

保険医療機関等で受診する場合は、免除証明書を健康保険被保険者証とともに提示することにより次の一部負担金等の支払が免除されます。

- (1) 一部負担金、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額または生活療養標準負

担額に相当するものは除く)

- (2) 保険外併用療養に係る自己負担額（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- (3) 訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額

5 一部負担金等の還付申請について

免除対象者の方で既に一部負担金等をお支払されている場合は、還付しますので、上記2の免除申請書とともに別紙2「平成30年災害時における健康保険一部負担金等還付申請書」に保険医療機関等に支払った領収書を添付して申請してください。

なお、還付申請については、免除証明書の交付後でも申請できます。

(問合せ先)

業務課

電話 06-4708-7451 (代表)